

早稲田大学大学院法学研究科修士課程

研究課題《海法》（社会人対象コース）のご案内

2026年4月、海法で修士学位取得を目指す

早稲田大学大学院法学研究科に、社会人を対象とした研究課題
「国際海事問題の実務と法」が設置されました
日本で初めての海法教育専門プログラムです

概要

講座の名称：早稲田大学大学院法学研究科修士課程（社会人）研究課題「国際海事問題の実務と法」

入学時期：2026年4月
（入学試験は2025年9月実施）

講座責任者：

箱井 崇史 教授
河野 真理子 教授

海法関連講座：

海法総論・海商法（商法研究Ⅰ・Ⅱ）
傭船契約法研究（Ⅰ・Ⅱ）
船舶金融法研究
海上安全論
イギリス海上保険法研究
海上損害法研究
海上売買契約法研究
国際海事争訟論
海事政策研究（Ⅰ・Ⅱ）

海法関連科目は夜間（18時以降）および土曜日に設置されます。入学試験は社会人入試ですが、正規の修士課程学生として登録され、必要単位を取得して修士論文に合格した者には修士（法学）の学位が与えられます。

〈詳細は海法研究所ホームページ

<http://www.wiml.jp> をご覧ください〉

（詳細は大学院法学研究科ホームページ等をご覧ください）

主な特徴

- 夜間・土曜日で修士（法学）学位の取得が可能です
- 通常は2年での修了が可能です
- 必要単位の多くを海法関連科目で取得できます
- 入学試験は小論文と口述試験による社会人入試です

※本コースは、海法研究所（早稲田大学総合研究機構）が開発した教育プログラムを採用しています。

入学情報

- 募集人員 若干名
- 出願資格 原則として、学士の学位を有し、入学の時点で大学等を卒業・修了後、満5年を経過している者であって、官公庁、学校、企業および法曹等の実務経験が3年以上の者、またはこれと同等以上の経験を有する者
- 試験科目 小論文および口述試験（研究計画書、職歴調書、履歴書も含め総合評価による）
- 出願締切 7月18日（金）
- 入学試験 9月6日（土）（小論文・口述試験）
- 合否発表 9月18日（木）
- 入学検定料 30,000円（予定）

※いずれも入試要項にてご確認ください。

- ・ お問い合わせ：講座について（講座責任者）htaka@waseda.jp
- ・ 手続について（法学研究科）03・3232・3924

「国際海事問題の実務と法」設置の趣旨

講座責任者 箱井 崇史
河野 真理子

わが国は世界有数の海洋国であり、公法・私法ともに、航海、海運、港湾、海事産業などにかかわる重要な課題に直面しています。欧米においては海法の専門の研究機関が設置され、海法の総合的な教育が行われてきているのに対して、わが国ではこの分野に対する大学の取り組みは必ずしも十分とはいえませんでした。

海法は、実務との密接な関連を有しており、そもそも実務なくしては存在しえない法領域です。学問としても、古くから実務との協働が試みられてきており、実務界からの研究者の輩出、実務家による研究書の刊行も珍しいことではありません。そこで、私たち講座責任者は、総合海法研究を目的とするプロジェクト研究所として発足した海法研究所の全面的な支援を受けながら、わが国における海法教育、とりわけ社会人に対する法理論教育の可能性を検討してまいりました。その結果、例えばイギリスでの海法 LLM コース、フランスでの海法 DEA コースに十分匹敵するものとして、わが国で初となる海法に関する本講座を構想するに至り、2009 年 4 月にスタートしました。

この講座は、単に国際的な制度やルールの実務講座にとどまるのではなく、受講者がそれぞれの関心に応じて海法におけるさまざまな問題に関する理論的な研究を進め、それぞれの業務を通じた研究成果を社会に還元していくことを目的としており、常に国際競争におかれるこの領域における有為な人材の育成を目指しています。そのために、海法研究所の開催する国際シンポジウム、各種研究会とも協調しながら、幅広い研究機会を提供し、研究成果公表の場を設けています。

充実した講座内容(海法関連講座)

○海法総論・海商法 (商法研究Ⅰ・Ⅱ)

海法の沿革や国際的統一の歩み、海法の基礎となる船舶・船舶所有者などの基本概念を中心として海法の総論研究を行うとともに、国際海上物品運送法の体系的な理論研究を行う。

○傭船契約法研究(Ⅰ・Ⅱ)

船舶に対する所有と利用の分離は顕著であり、船舶は様々な態様で他者の利用に委ねられている。本講座では、様々な船舶の利用形態について、横断的な研究を行うことを目的とする。

○海上安全論

船舶の安全運航に対する機構や制度あるいは海洋環境の保護のための規制は、過去幾多の海難事故を礎に、整備、改良、発展をとげてきた。船舶の航行や海洋環境は国境を越え世界全体にかかる問題であり、その規制は一国の国内法として存立するのではなく、国際的な場において討論され、多国間条約として結実させていくという特色を有している。本講座では、これら海上交通の安全や海洋環境の保護に関する代表

的な法制度と実務の現状を研究する。

○イギリス海上保険法研究

海上保険は海事や貿易取引と密接に関係する制度であり、海事分野に携わる者にとってその内容を正しく理解しておくことは極めて重要である。本講座では、国際的に利用されている英国の海上保険契約書式を中心に、船舶保険、貨物保険、その他の各種保険契約の内容を分析し、それに適用される法を体系的に研究する。

○海上損害法研究

この講義では、海難救助、共同海損、衝突賠償、船骸撤去、油濁賠償等の問題を招来する海難事故の発生に伴う損害や費用負担に関わる国際的規律(ソフトローを含む)の内容と海上保険の機能・実務について研究する。

○海上売買契約法

本講座では、海上運送を伴う国際売買契約を対象にして、国際売買法(CISG)と国際海上売買取引慣習の関連を明らかにし、インコタームズとそれに先立つイギリスの海上売買判例を基に、海

上売買法の発展および実務を研究する。

○船舶金融法研究

船舶は多額の資金を必要とする重要な資産である。本講座は、船舶にかかわる金融問題に関して、特に契約面において、民法などの視点から考察・研究する。

○国際海事争訟論

海事にかかわる私的法律関係は、内航の限られた分野を除いて複数の国に関係し、極めて高い国際性を有する。本講座では、海事に関する紛争の法律上の問題について実務面に重点を置いて研究する。

○海事政策研究(Ⅰ・Ⅱ)

この講義では、外航海運政策を中心にしながら、内航海運、船員、海洋の環境保護と海運政策、そして、国際法における船舶の位置づけや海洋法の基本原則を扱う。